**平成２６年（フ）第１２９号**
青森県八戸市新湊２丁目１番５号　山内健悦方、前住所青森県三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠43番地348
債務者　山内　健治
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２６年（フ）第６３３号**
仙台市太白区八本松１丁目８番25―303号
債務者　木村　淳也
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第３３５号**
茨城県那珂郡東海村大字白方1752番地63　メゾンフジノコシＡ101
債務者　大和田一也
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第２０４号**
茨城県土浦市白鳥町980番地２
債務者　岩浪　規子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２６年（フ）第４１１号**
新潟市中央区女池北１丁目14番７号　アーバンハウスＩ103号
債務者　高松百合子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第７７号**
富山県高岡市戸出町２丁目３番56―122号　アキバハイツ４号
債務者　山田　浩二
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２６年（フ）第１３２号**
富山県高岡市伏木東一宮５番21号
債務者　中嶋　圭子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２６年（フ）第３７２号**
岐阜県関市小瀬1610番地１　ア・ドリーム小瀬103
債務者　石木　真介
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
岐阜地方裁判所

**平成２６年（フ）第４４６号**
兵庫県姫路市広畑区西夢前台５丁目２番地県営姫路夢前台住宅２号棟210号室、従前の住所兵庫県姫路市阿保甲805番地　さくらハイツＡ棟201号室
債務者　大根田美香（旧姓藤谷）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第４５４号**
兵庫県姫路市増位新町１丁目21番地　野里マンション1107号、従前の住所広島県福山市水呑町24番地85　102
債務者　仲川　謙三
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第３３７号**
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　７―410
債務者　今中　謙信
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第８２９号**
広島市安佐南区緑井３丁目21番25―203号
債務者　木村　末男
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第８６４号**
広島市安佐北区真亀４丁目２番62―413号
債務者　前田　智春
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第８９６号**
広島市安佐北区落合３丁目５番15号
債務者　大津　千鶴
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２８号**
山口県萩市大字福井下3507番地13　ＵＪＩターン促進住宅福川、前住所栃木県佐野市堀米町391番地10
債務者　伊藤　久枝
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
山口地方裁判所萩支部

**平成２６年（フ）第７６号**
香川県仲多度郡琴平町榎井27番地１
債務者　香川　泰子（旧姓三谷）
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２６年（フ）第５０号**
福岡県大川市大字小保447番地３　小保団地1713号
債務者　宮原　智樹
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係